○農林水産省告示第千九百四十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO A7.2	216008	〃
〃	クボタ KSQ28S	216009	株式会社クボタ
〃	クボタ KSQ35S	216010	〃
〃	クボタ KSQ35S－PC	216011	〃
〃	クボタ KSF28S	216012	〃
〃	クボタ KSF35S	216013	〃
〃	クボタ KSF35S－PC	216014	〃
〃	ニューホランド CS45	216015	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランド TS71	216016	〃
〃	ジョンディア CG608	216017	ヤンマー株式会社
〃	ジョンディア CG610	216018	〃
〃	ジョンディア CG620	216019	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第千百十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年九月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5337号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	WP－2	藤倉航装株式会社	気室布を変更

○国土交通省告示第千百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5460号	船舶自動識別装置	FA－170	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号

○国土交通省告示第千百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5461号	第二種衛星航法装置	GP－3700	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第5462号	〃	GP－3700F	〃	〃

○国土交通省告示第千百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5463号	第二種舷灯（紅）	2LT 980 520－0	HELLA － New Zealand Limited	81－83 Ben Lomond Crescent, Pakuranga, Auckland, New Zealand
第5464号	第二種舷灯（緑）	2LT 980 520－2	〃	〃
第5465号	第二種船尾灯	2LT 980 520－5	〃	〃
第5466号	第二種紅灯	2LT 980 910－5	〃	〃
第5467号	第二種白灯	2LT 980 960－0	〃	〃

○気象庁告示第二号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

気象庁長官　橋田　俊彦

別表第四宮城県の項中「大崎市（西部の区域を除く。）」の下に「、富谷市」を加える。

別表第五宮城県の項中「東松島市」の下に「、富谷市」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年十月十日から施行する。

○海上保安庁告示第四十六号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	ふくしま浜風洋上風力発電施設AIS信号所
位置	
所在地	小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約二〇キロメートル（ふくしま浜風洋上風力発電施設灯）
北緯	三七－一九－三〇
東経	一四一－一五－四八
海上移動業務識別及びそれに係るAIS信号に含まれる位置	九九四三一一五五五
電波の型式、周波数及び空中線電力	北緯三七－一九－三〇　東経一四一－一五－四八（ふくしま浜風洋上風力発電施設灯） FID　一六一・九七五MHz　一二・五W FID　一六二・〇二五MHz　一二・五W